

公布された条例のあらまし

◇児童福祉法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

1 規定の整理

児童福祉法の改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 奈良県障害者総合支援センター条例
- (2) 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (3) 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (4) 奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (5) 奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

2 施行期日

平成二十七年一月一日から施行することとした。